第六十九条の四第三項第一号中「もの（」の下に「相続開始前三年以内に新たに事業の用に供された宅地等（政令で定める規模以上の事業を行つていた被相続人等の当該事業の用に供されたものを除く。）を除き、」を加え、同条第九項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第一項の規定は、第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けた同条第二項第二号に規定する特例事業受贈者に係る同条第一項に規定する贈与者から相続又は遺贈により取得（第七十条の六の九第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる場合における当該取得を含む。）をした特定事業用宅地等及び第七十条の六の十第一項の規定の適用を受ける同条第二項第二号に規定する特例事業相続人等に係る同条第一項に規定する被相続人から相続又は遺贈により取得をした特定事業用宅地等については、適用しない。

第六十九条の五第一項及び第六十九条の六第一項中「第七十条の二の七第一項」の下に「（第七十条の二の八において準用する場合を含む。）」を加える。

第七十条第一項中「第四条」を「第四条第一項又は第二項」に改める。

第七十条の二の二第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「含む。次項」の下に「及び第十項」を加え、「この項及び第四項」を「この条」に、「次項及び第四項」を「次項、第四項及び第十項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該個人の当該信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千万円を超える場合は、この限りでない。

第七十条の二の二第二項第一号イ中「（ロ」を「（ロ並びに第十一項及び第十二項」に改め、同項第三号中「前項」を「前項本文」に改め、同項第四号中「第四項」を「第四項本文」に、「同項」を「前項本文」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項本文」に、「同項」を「同項本文」に改め、同条第四項中「第一項」を「第一項本文」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該受贈者の当該信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千万円を超える場合は、この限りでない。

第七十条の二の二第六項中「第十項第三号」を「第十二項第五号」に、「第一項」を「第一項本文」に、「同項」を「同項本文」に改め、同条第七項中「第一項の」を「第一項本文の」に、「第十七項」を「第十九項」に、「同条第一項」を「同条第一項本文」に、「の第一項」を「の第一項本文」に改め、同条第八項中「当該記録」の下に「（第十項第三号の規定による記録を含む。）」を加え、同条第二十一項中「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第十七項及び第十八項」を「第十九項及び第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十項まで」を「第九項まで、第十二項」に、「、第十一項及び第十二項」を「、第十項、第十一項、第十三項及び第十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項に次の一号を加える。

三　受贈者が贈与者から第一項本文の規定の適用に係る信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の当該受贈者の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千万円を超えること。

第七十条の二の二第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十七項及び第十八項」を「第十九項及び第二十項」に、「第十項第二号」を「第十二項第四号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第十項第二号」を「第十二項第四号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「前項第一号又は第三号」を「前項各号（第四号を除く。）」に、「第十五項の規定による訂正があつた場合には、その訂正後のものとし、第二項第一号ロに掲げる教育資金については、五百万円を限度とする」を「第十項第二号の規定により相続により取得したものとみなされた管理残額を含む」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項第一号中「達したこと」の下に「（当該受贈者が三十歳に達した日において学校等に在学している場合又は教育訓練を受けている場合（当該受贈者がこれらの場合に該当することについて政令で定めるところにより取扱金融機関の営業所等に届け出た場合に限る。）を除く。）」を加え、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　受贈者（三十歳以上の者に限る。次号において同じ。）がその年中のいずれかの日において学校等に在学した日又は教育訓練を受けた日があることを政令で定めるところにより取扱金融機関の営業所等に届け出なかつたこと　その年の十二月三十一日

三　受贈者が四十歳に達したこと　当該受贈者が四十歳に達した日

第七十条の二の二第十項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10　贈与者（受託者との間の教育資金管理契約に基づき受贈者を受益者とする信託をした当該受贈者の直系尊属、受贈者に対し教育資金管理契約に基づき預金若しくは貯金の預入をするための金銭の書面による贈与をした当該受贈者の直系尊属又は受贈者に対し教育資金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした当該受贈者の直系尊属をいう。以下この項、次項及び第十六項第三号において同じ。）が第一項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき信託をした日、同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき預金若しくは貯金をするための金銭の書面による贈与をした日又は同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日からこれらの教育資金管理契約の終了の日までの間に当該贈与者が死亡した場合（当該贈与者の死亡前三年以内に当該受贈者が当該贈与者の行為により信託受益権を取得した場合、当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭を銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合又は当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合において、当該受贈者が当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について同項本文の規定の適用を受けたときに限る。）には、次に定めるところによる。

一　当該贈与者に係る受贈者は、当該贈与者が死亡した事実を知つた場合には、速やかに、当該贈与者が死亡した旨を取扱金融機関の営業所等に届け出なければならない。

二　当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日における非課税拠出額から教育資金支出額（第十七項の規定による訂正があつた場合には、その訂正後のものとし、第二項第一号ロに掲げる教育資金については、五百万円を限度とする。第十三項及び第十四項において同じ。）を控除した残額として政令で定める金額（以下この項及び第十三項において「管理残額」という。）を当該贈与者から相続（当該受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈。次号及び第四号並びに同項において同じ。）により取得したものとみなして、相続税法その他相続税に関する法令の規定を適用する。

三　取扱金融機関の営業所等は、前号の規定により相続により取得したものとみなされた管理残額及び当該贈与者が死亡した日を記録しなければならない。

四　第二号の規定により管理残額を相続により取得したものとみなされる場合における相続税法第十八条の規定の適用については、同条第一項中「相続税額」とあるのは、「相続税額（租税特別措置法第七十条の二の二第十項第二号（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）の規定の適用がある場合には、同号に規定する管理残額に対応する相続税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した相続税額）」とする。

五　当該贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかつた受贈者に係る相続税法第十九条の規定の適用については、同条第一項中「遺贈（租税特別措置法第七十条の二の二第十項第二号（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合を除く。）」とする。